

## 「臨時福祉給付金」 「子育て世帯臨時特例給付金」 2つの給付金についてお知らせします

26年4月に行われた消費税の引き上げに伴い、所得の低い方への負担の緩和、また子育て世帯への消費の下支えを図る観点から、暫定的・臨時的な措置として給付を行うことになりました。

「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の支給対象となる可能性のある方へ、7月28日(月)に申請書を発送します。12月26日(金)までに、忘れずに申請してください。

今号では、支給要件や申請方法などについて、お知らせします。

申請書の発送は7月28日(月)

申請期間は7月29日(火)～12月26日(金)

|         | 臨時福祉給付金   | 子育て世帯臨時特例給付金   |
|---------|---|--|
| 支給対象者   | 基準日(26年1月1日)に、市内に住民登録がある方で、 <b>26年度分の市民税(均等割)が課税されていない方</b><br>※課税されている方に扶養されている場合や、生活保護受給者などは対象外。  | 26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者で、 <b>25年の所得が児童手当の所得制限額(※1)に満たない方</b><br>※臨時福祉給付金の対象者と生活保護受給者などは対象外。<br>※基準日(26年1月1日)に生まれた児童も対象。   |
| 支給額     | <b>支給対象者1人につき1万円</b><br>次の手当などを受給している方は、5,000円が加算されます。なお、複数受給している場合でも、加算額は5,000円です。<br>◆老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金<br>■児童扶養手当 ■特別児童扶養手当 ■特別障害者手当<br>■障害児福祉手当 ■福祉手当(経過措置分) ■原爆被害者諸手当<br>■毒ガス障害者対策手当およびガス障害者対策手当<br>■予防接種法に基づく健康被害救済給付金<br>■新型インフルエンザ予防接種健康被害救済給付金<br>■医薬品副作用被害救済制度の救済給付または生物由来製品感染等被害救済制度の感染救済給付<br>※老齢基礎年金など(◆)は26年3月分の受給権があり4月分または5月分を受給した方、その他は26年1月分の受給者が加算対象です。 | <b>対象児童1人につき1万円</b><br><br><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【公務員の方へ】<br/>勤務先から児童手当が支給されている方も、申請先は26年1月1日に住民登録されている市区町村です。勤務先から交付された申請用紙や児童手当受給状況証明書に必要事項を記入の上、添付書類とともに〒203-8555、市役所「子育て世帯臨時特例給付金担当」宛て郵送、または同給付金窓口(市役所1階)へ提出してください。</p> </div> |
| 申請期間・方法 | <b>7月29日(火)～12月26日(金) ※消印有効。</b><br>郵送、または市役所1階「臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金窓口」(臨時設置。土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)に提出  |  |
| 提出書類    | 申請書、申請内容確認書類(※2)、振込先金融機関口座確認書類(※3)  |  |
| 支給開始日   | <b>9月1日(月)以降順次</b><br>※申請から振り込みまではおおむね1カ月程度ですが、それ以上かかることもありますのでご了承ください。   |  |

### 【注意事項】

- ・2つの給付金ともに、1回限りの支給です
- ・申請期間を過ぎると給付金を受け取れなくなりますので、ご注意ください
- ・臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金を重複して受給することはできません。「対象者診断チャート(裏面参照)」をご覧ください
- ・2つの給付金に伴う、「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください
- ・DV(配偶者からの暴力)被害を受け、他の市区町村から住民票を移さずに、基準日現在市内に居住の方は、東久留米市で申請できる場合がありますので、ご相談ください

※1 児童手当の所得制限限度額(給与所得控除後の額)

| 扶養親族等の人数 | 所得制限限度額 |
|----------|---------|
| 0人       | 622万円   |
| 1人       | 660万円   |
| 2人       | 698万円   |
| 3人       | 736万円   |

\*扶養親族等の人数が4人以上の場合は、1人につき38万円を加算した額

※2 申請内容確認書類=住民基本台帳カード、運転免許証、保険証、旅券などの写し。臨時福祉給付金で加算となる場合は、必要に応じ受給証明書などの写し

※3 振込先金融機関口座確認書類=受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(フリガナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

\*子育て世帯臨時特例給付金の受取口座を、児童手当の振込先口座に指定する場合は、※2・※3は不要です。



### 【問い合わせ先】

東久留米市 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金コールセンター

☎042・470・7863

(土曜・日曜日、祝日を除く午前8時半～午後5時15分)

※電話番号をお確かめの上、お掛け願います。

詳細は、市ホームページのピックアップコンテンツ内「臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金」のバナーからも、ご覧いただけます。

【担当課】 臨時福祉給付金=総務課臨時福祉給付金担当  
子育て世帯臨時特例給付金=子育て支援課助成係

2面(裏面)には、「申請から給付までの流れ」、「対象者診断チャート」、「Q&A よくある質問」などを掲載しています